

東日本大震災に対する 救援募金を受け付けています

3月11日から12日未明にかけて発生した、東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする、極めて広い範囲で甚大な被害が発生しました。被災に遭われた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。御代田町では、被害を受けられた地域に対して救援募金の受け付けを御代田町役場・ハートピアみよたで行っています。皆さま方の暖かいご支援をお願いいたします。

救援物資については、全国から多くの支援を受けたことから、搬送先で新たな受入れが困難な状況であるため受け付けを3月23日から当分の間見合わせをしています。これまで皆さまから物資のご協力をいただきましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。現地の状況により再開する場合は、町ホームページ・オフトーク放送・行政放送(FM軽井沢・西軽井沢ケーブルテレビ)にてお知らせいたします。

募金受付・問い合わせ先 | 役場 総務課 (32) 3111 内線24・29
ハートピアみよた(32) 1100 (御代田町社会福祉協議会)

御代田町長に 茂木祐司氏再選

2期目に向けて

東日本大震災により、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、避難を余儀なくされている方々にお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興を切に願っております。

さてこのたび町民の皆さまのあたたくいご支援をいただき、これから4年間の町政運営を任せていただきました。これからの変わらぬご支援・ご協力をお願いいたします。

私の1期目の実績で評価をいただいたのは、健全な財政運営のもとで、「町民益」にもとづいた事業の推進による「安定した町政」でした。以前のよう「同和」で混乱した町には戻してはならないという、町民の皆さまの熱い思いをしっかりと受け止めて、この基本方針を堅持して、歩みをすすめていきたいと思います。

2期目の私の基本的な政治姿勢として、あくまでも「謙虚」な気持ちで大事にしたいと考えています。町長も2期目になると「おごり」や「独善的」になりがちだと言われていますので、「謙虚な姿勢」は特別に大事です。



そのうえで私の政治信条としては、①不正や利権を許さず私利私欲なく働き、清潔な政治を実行すること。②様々な圧力や脅しに屈せず、つねに町民益にもとづいた行政をすすめること——を、いつも心になんばつていきます。いま、国の政治とともに地方の行政も、これまでにない複雑な局面にあります。町民の皆さまの暮らしを支える行政としての役割を深く認識して、町民の皆さまと一緒に歩んでいきたいと決意しています。茂木 祐司

平成23年2月20日執行 御代田町長選挙開票結果

当日の有権者数 11,609 人
投票者数 7,866 人
有効投票 7,802 票
無効投票 64 票
投票率 67.76%

朝倉 謙一 候補	1,670 票
茂木 祐司 候補	4,639 票
内堀 憲司 候補	1,493 票

※掲載は届出順

平成23年度から農業者戸別所得補償制度が本格実施されます

問い合わせ先
産業経済課農政係(内線27)

農業経営の安定と食料自給率の向上を図るため、平成22年度から水田を対象とした戸別所得補償モデル対策が実施されました。

平成23年度からは水田に加えて畑地で栽培する麦、大豆、そば、なたねも対象とした農業者戸別所得補償制度が本格実施されます。

米に対する助成

○米の所得補償交付金
転作を実施し、米の生産数量目標に沿って販売目的で生産をする販売農家等に、主食用米の作付面積10a当たり1万5千円を定額交付します。

○販売農家：水稲共済加入者(20a以上の水稲を栽培する場合は当然加入)、または20a以下の場合には販売証明がある方が対象になります。

○米価変動補てん交付金
平成23年度の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、差額を補てんします。

水田活用の所得補償交付金

○戦略作物の作付
自給率向上のために水田で麦・大豆・そばなどを販売目的で生産する販売農家等に、作付面積に応じ、国から全国統一単価で交付されます。

対象作物	単価 (10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
※米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円

※作付前に販売先(実需者)を確保し契約等を締結した上、農政事務所長の承認を受ける必要があります。

○産地資金

地域振興作物の振興のために水田で野菜、花き・花木、果樹、地力増進作物、景観形成作物を販売目的で生産する販売農家等に、作付面積に応じ交付されます。

畑作物の所得補償交付金

自給率向上のために畑で麦・大豆・そば・なたねを販売目的で生産する販売農家等に、全国一律単価で交付されます。農業者の単収増や品質向上の努力が反映されるように営農継続支払と数量払が併用されます。

○営農継続支払(田畑共通)
営農継続支払が前年度の生産面積に応じて先に交付されます。販売数量が明らかになった段階で数量払の金額を確定させ、先に支払われた営農継続支払の金額を差し引いた金額が追加で交付されます。

○数量払(田畑共通)
平成23年度産の販売した麦・大豆・そば・なたねの品質で単価が設定され、販売数量に応じて交付金が交付されます。

○補償のイメージ
下段の図を参照してください。水田のみに大豆を作付けしているケースですので、水田活用の所得補償交付金が対象

となり3万5千円が交付され、さらに営農継続支払・数量払も対象となるので2万円+αが交付されます。

次にそばは、水田と畑地に10aずつ作付けていますが、営農継続支払・数量払を算定する際には、地目を区別する必要はなく総量で考えます。

地目が関係してくるのは、水田活用の所得補償交付金2万円/10aを算定する際に、水田作付面積を確定する時となります。

申請方法

水田を所有されている方に戸別所得補償交付金を申請する書類、交付金の振込口座を届け出る書類、営農実施計画をお配りします。期限までに各地区のうさい部長にご提出ください。

畑作のみの農業者で麦、大豆、そば、なたねの交付金を申請される方は産業経済課農政係まで申し出てください。

※農業者戸別所得補償制度に関する資料は農林水産省ホームページで詳しい内容を照会できます。

http://www.maff.go.jp/saisaku/kobeitu_hosyo/

